

○通勤手当の支給に関する基準

平成4年4月23日

達第872号

日本育英会職員給与規程第20条第2項中理事長が別に定めるについて

運賃等相当額は次の各項による額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とする。

- 1 定期券を発行している交通機関等（一般乗合旅客自動車を除く。）を利用する区間（第3項に該当する区間を除く。）については、当該区間に係る通用期間1箇月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは最も低廉となる定期券の価額）。
- 2 前項に掲げる交通機関等以外の交通機関等を利用する区間（次項に該当する区間を除く。）については、当該区間についての通勤21回分の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの。
- 3 一般乗合旅客自動車を利用する区間を含む乗継区間等で、当該区間について定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められるものについては、当該区間に係る通用期間1箇月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは最も低廉となる定期券の価額）。
- 4 この実施について、必要なことは国家公務員の例による。
- 5 施行日は平成4年5月1日とする。